

保有資産目録記載要領

1 (1) ア 建 物

○ 名 称

〇〇町内会集会所、△区公民館等の名称が付されている場合はこれによること、そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること（参照：不動産登記規則第113条）

○ 延床面積

不動産登記規則第115条に基づき各層ごとに算出された床面積を合計したものとすること。

(注) 不動産登記規則第115条「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線（区分建物にあっては、壁その他の区画の内側線）で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。」

○ 所在地

市区町村内の地番（不動産登記法第44条、不動産登記規則第97条、第98条）及び家屋番号（同法第44条、同規則第112条）まで記載すること。

1 (1) イ 土 地

○ 地 目

不動産登記規則第99条に定める区分により定めるものとすること。

(注) 不動産登記規則第99条「地目は、土地の主な用途により、田、畑、宅地、学校用地、鉄道用地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定めるものとする。」

○ 面 積

不動産登記規則第100条に定める「地積」と同一とすること。

(注) 不動産登記規則第100条「地積は、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一（宅地及び鉱泉地以外の土地で十平方メートルを超えるものについては、一平方メートル）未満の単数は、切り捨てる」

○ 所在地

市区町村内の地番（不動産登記法第34条、不動産登記規則第97条、第98条）まで記載すること。

（立木の所有権については、1(1)イ土地の「地目」を「樹種」（立木に関する法律第15条第1項第2号）、「面積」を「数量」（同法第15条第1項第2号、立木登記規則第5条）と読み替えて記載すること。なお、所在地については、「立木に関する法律」第15条第1項第1号「樹木が一筆の土地の一部分に生立する場合に於いてはその部分の位置及び地積、その部分を表示すべき名称又は番号あるときはその名称又は番号」

2 (1) 所有権以外の権原により保有している不動産

○ 権 原

不動産登記第3条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くものとすること。

（地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権）

○ 不動産の種類

土地、建物及び立木の区分によること。

○ 所在地（原則として1に同じ）

○ 資産の種類及び数量

国債、地方債、社債といった区分により、銘柄（公社債の場合は「何会社物上担保附社債」、国債及び地方債の場合は、「何分利付何債」）、券面金額及び取得を記入すること。

保有資産目録

団体の名称 松本町会

令和〇〇年△△月××日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名称	延床面積	所在地
〇〇〇公民館	100.00 m ²	松本市丸の内〇〇〇番地

イ 土地

名称	面積	所在地
宅地	50.00 m ²	松本市丸の内〇〇〇番

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権原	不動産の種類	所在地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資産の種類及び数量

保有予定資産目録記載要領

1 不動産

所有権を取得する予定不動産について記入すること。

○ 不動産の種類

土地、建物及び立木の区分による。

○ 取得予定時間

売買等により不動産の所有権を取得する予定時間を、少なくとも年月まで記載すること。

なお、この「取得予定時間」は、許可申請年月日とできる限り近接していることが望まれる。

○ 所在地

原則として市区町村内の地番（建物の表示登記において家屋番号が登記されている場合には家屋番号まで記載するものとするが、住居表示によって差し支えない。

2 不動産に関する権利等

○ 資産の種類

不動産の場合は、土地、建物及び立木の区分による。

金融資産の場合は、国債、地方債、社債といった区分により記入すること。

○ 権原

不動産の場合には、不動産登記法第 7 条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くものとする。

（地土権、水小作権、地役権、先取特権、資権、抵当権、賃借権、採石権）

○ 保有予定時期

1 に同じ

保有予定資産目録

団体の名称 松本町会

令和〇〇年△△月××日現在

1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産の取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権原	権原取得予定時期